

令和6年度 退職事務説明会 実施要項

- 1 目的** 宮城県教職員生涯生活設計推進計画に基づき、退職時及び退職後に必要な諸制度について周知を図るとともに、事務手続きに必要な知識や情報を提供する。
- 2 主催** 宮城県教育委員会・公立学校共済組合宮城支部
- 3 対象者** 令和6年度末及び令和7年度末退職予定者、退職事務担当者で希望する教職員（ただし、仙台市教育委員会の教職員を除く。）

4 日時・会場・定員

開催日	会場	時間	定員
11月22日(金)	大崎合同庁舎1階・大会議室	午後のみ	100名
12月4日(水)	宮城県庁2階・講堂	午前・午後	各150名
12月9日(月)	宮城県庁2階・講堂	午前・午後	各150名

原則、先着順としますが、定員を超える申込みがあった場合、令和6年度末退職予定者を優先して決定します。

5 日程及び内容

午前	午後	内容
9:10～9:30	13:40～14:00	受付
9:30～9:35	14:00～14:05	開会
9:35～10:10 (35分)	14:05～14:40 (35分)	退職手当について 担当：福利課企画管理班 概要、支給までの流れ等
10:10～10:40 (30分)	14:40～15:10 (30分)	退職後の医療保険制度について 担当：公立学校共済組合宮城支部給付班 任意継続組合員制度等
10:40～10:50	15:10～15:20	休憩
10:50～11:30 (40分)	15:20～16:00 (40分)	年金について 担当：公立学校共済組合宮城支部給付班 概要、資格喪失時の手続き、老齢年金制度等
11:30～11:35	16:00～16:05	閉会

6 服務上の取扱い

- (1) 県立学校教職員及び教育庁等職員については、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年宮城県条例第8号）第2条第2号の規定に基づき、職務に専念する義務を免除する。免除手続きは、平成13年3月27日付け教第506号（教育長通知）に基づき実施通知による包括承認とする。
なお、退職事務担当者については、公務のため出席する場合には出張扱いとする。
- (2) 市町村立学校等の教職員については、当該市町村の定めによる。
- (3) 他の団体の職員については、当該団体の定めによる。

7 その他

- (1) 参加者の決定については、後日書面により各所属宛て通知します。
- (2) 説明会の資料は、開催日の1週間前までに福利課のホームページに掲載します。各自、印刷の上、御持参ください。